

平成22年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 平成22年6月24日（木） 午後2時00分～4時20分
- 場 所： 府中市役所 北庁舎3階 第5会議室
- 出席者： （敬称略）
 - <委員>
 - 石見龍也、中川さゆり、鈴木一成、近藤優子、永井敦、岩崎京子、河井文羽生朝子、大木道子、犬飼知子、葛岡裕、清水眞由美、古寺久仁子、見ル野一太
 - <事務局>
 - 障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、斎藤主任、石原事務職員、望月事務職員
- 議 事
 - 1 会議録について
 - 2 支援会議報告書について
 - 3 府中市立心身障害者福祉センター事業検討専門部会からの報告について
 - 4 次回日程について
 - 5 その他
- 資 料
 - 資料1 平成21年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録（案）
 - 資料2 府中市障害者等地域自立支援協議会のための「支援会議報告書」について（依頼）
 - 資料3 「支援会議報告書」送付先
 - 資料4 第2回心身障害者福祉センター事業検討専門部会（報告）
 - 資料5 委員名簿（平成22年度版）
 - 資料6 平成22年度自立支援協議会スケジュール

1 開会

事務局： ただいまより、平成22年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会会議を始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、委員の交代のご報告をさせていただきます。今年度の人事異動によりまして、吉村委員から清水委員へ交代がございました。清水委員からご挨拶をいただきたいと存じます。

委員： 皆さんこんにちは。この4月から着任をさせていただきました清水と申します。3月まではハローワーク渋谷で雇用指導官をしております、障害者の雇用に対する指導や支援を行ってまいりました。今後は地域の皆様と連携し協力を深めながら障害者雇用を中心にご支援させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします

事務局： ありがとうございます。また、本日は阿保委員、桑田委員、石橋委員、渡辺委員から都合により欠席とのご連絡をいただいております。それでは、ここからは進行を会長にお願いいたします。

2 議事

(1) 会議録について

会長： 皆様、お忙しいところありがとうございます。今日もよろしくお願いたします。本日は傍聴希望の方がいらっしゃらないということですので、このまま会議を始めさせていただきます。

議題に沿って進めます。まずはじめに1番「会議録について」。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局： 特に内容に問題がなければ、この内容で公開させていただきたいと考えておりますので、何か修正点等がございましたら、この場でご意見をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

会長： ありがとうございます。会議録について、この場で何か修正を求められる点がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

会長： では、このまま公開させていただきますので、事務局よろしくお願いたします。

(2) 支援会議報告書について

会長： では続きまして議題の2番「支援会議報告書について」。資料2と3ですね。まずはじめに事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局より資料2、3について説明)

会長： ありがとうございます。前回の協議会で確認いたしまして、支援会議報告書については、案内文を事務局のほうで作成して、会長と副会長が確認のうえ配付していただくということで、実際に配付したという報告でした。現在のところまだ報告書は提出されていないということですが、案内をしてまだ間もないということでもありますので、今後報告書が提出されてきたら、定例会を中心に課題の抽出に努めていただきたいと思います。

この件について何か不足とか、今後こうしたことに注意してほしいとか、ご意見がありましたら、ここで承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 今ごろで申しわけないですけど、送付先一覧の中に、児童福祉法の関係の施設が入っていないですよね。入所の施設は幾つか見えますが、児童の通所がないようです。

事務局： 送付先を選んだ基準ですが、前回の会議で『自立支援法の指定事業所に送付する』ということで皆さんの了承を得ましたので、児童福祉法に基づく施設には送付いたしませんでした。今後また定例会で送付先を検討して、追加で発送させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長： よろしいですか。では、資料3にない事業所で、ここにもやはり配ったほうがいいのではないかとというようなご提案がございましたら、ぜひ事務局のほうまで申し出ていただいて、定例会で調整してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

ほかには何かありますでしょうか。

委員： 1つは質問です。先ほど事務局から、市役所のホームページから指定の書式をダウンロードできるように準備中だと説明がありましたが、大体いつぐらいからダウンロードできそうでしょうか。

あとは、私がたまたま事業所さんとお会いしたときに、「これが送られてきたのだけれども…」ということで、2件ほど質問されました。1つは「出さなければいけないの」という質問でしたが、案内文にも「義務ではありません」というふうに書いてあるので、もし委員の皆さんが誰かから聞かれることがあったら、そのようにお答えいただければいいのかなということ。あとは、やはり「どういうふうに書けばいいの」「どういうことを書いたらいいの」と聞かれましたので、ここで議論されたように、府中市にとっての将来の課題であったり、個々の利用者の方だけではなく障害のある方全般に対して、こういうのがあったらいいなという視点から書いていただきたい旨をお伝えいただければ良いのかなと思いました。

事務局： ホームページに掲載される時期については、もう2～3日中には確認していただけるように手配済みです。

会長： ありがとうございます。お知り合いの事業所等の間でもし話題になることがありましたら、広く皆さんにご協力いただけるように、ぜひ趣旨をご説明いただくようご協力お願いいたします。

(3) 府中市立心身障害者福祉センター事業検討専門部会からの報告について

会 長： それでは、議題の3番にうつります。「府中市立心身障害者福祉センター事業検討専門部会からの報告について」ですが、資料について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、資料4をご覧ください。第2回専門部会では、心身障害者福祉センターの第三者評価が終わったので、その評価報告書をもとに今後の課題について協議していただきました。

協議内容は、資料4の2枚目以降に記載してあります。心身障害者福祉センターの11事業について、第三者評価の内容と、皆様が思っている、もしくは周りの方から聞いていらっしゃるニーズ等を勘案して、それぞれの事業についての課題を出していただきましたが、量が多いですので、こちらは資料をもって報告とさせていただきます。

次に、3枚目の裏面をご覧ください。こちらは「心身障害者福祉センター事業検討専門部会における事業見直しについてのまとめ」となっております。大きく三つに分かれておりますが、まず、全体会で協議を依頼する事項。次に、市長答申に盛り込むことを前提に全体会に報告する事項。最後に、心身障害者福祉センターの指定管理者に申し入れを行う事項です。それぞれについて、説明をさせていただきますと思います。

まず1番目の、全体会で協議を依頼する事項ですが、心身障害者福祉センターの事業について検討していただく中で、心身障害者福祉センターだけの問題ではなく府中市全体の問題として協議をしなければならない課題として、「相談支援体制について」と「外出支援について」の2点が挙がりました。こちらについては、全体会で協議していただければと思います。

2番目に、市長答申に盛り込むことを前提に全体会に報告する事項です。こちらは、心身障害者福祉センターの事業の問題ではあっても、指定管理者の努力で対応できるものではなく、事業主である市が予算を確保するなど今後対応をしていかなければならない事項です。

例えば、開館から27年経過して老朽化が進んでいる心身障害者福祉センターの維持管理についてです。現在もそうですが、設備的な不具合が出てくる時期を迎えておりますので、きちんと計画を立てて、施設の改修等を実施していくようにということです。

また、各事業の法的な見直しを行った上で、毎年増え続ける利用希望者に対応できるように適切な対応をとっていくようにということです。こちら、心身障害者福祉センターだけで対応できるものではないので、市が率先して地域のニーズに合わせた支援体制や設備の不足を何らかの形で改善するようにというご意見がございました。

中でも特に必要性が高いと指摘された事業は、「相談支援事業」「就労支援事業」「児童デイサービス」「発達支援センター事業」「生活介護事業」「移動支援事業」でした。これらの事業については、市が責任を持って対応するようというご意見をいただいております。

3番目は、指定管理者選定委員会等を通して指定管理候補者に検討を申し入れる事項です。6月末から7月にかけて始まります心身障害者福祉センターの指定管理者選定委員会で、指定管理の候補者に申し入れ、改善を検討してもらう事項となっております。

指定管理者選定委員会については、当協議会を代表して会長に委員としてご出席いただき、その場で指定管理者候補者へ申し入れていただく予定となっております。

会 長： ありがとうございます。半数ぐらいの方が専門部会委員に参加されているので、参加された方にはすでにご承知いただいている内容ですが、それ以外の方で内容についても不明な点がありましたら、ご質問いただければと思います。よろしいでしょうか。

専門部会では、心障センターで行っている事業はどれも大事な事業なので、このまま継続していくことが望ましいけれど、今のままの事業規模、人員で同じ内容を続けていくのは無理があるだろう。事業の中身をきちんと吟味して、ほかの機関で実施できるものは分担し、専門性の高い事業に特化するなど、事業の効率化に努めてもらったほうがいいのではないかということでした。

その中で出てきた課題が、皆さんのお手元にある資料にあるとおりなのですが、全体会で協議を依頼する事項として2点あげられています。この点については、主に副会長のほうから意見が出たということで、資料に補足する説明があろうかと思っております。副会長、よろしくお願ひします。

副 会 長： まず1番目ですけれども、自立支援法になってから相談支援事業というのが法的にも重要な役割を持っていますが、私も現場でそのような仕事に携わっている立場の人間として、相談支援体制を確立させることは非常に有効だと思うのです。

皆さんご存じかとは思いますが、相談支援事業所というのは大きく分けて2種類あります。まず1つは、府中市の委託相談支援事業所。これは「み～な」「あけぼの」「プラザ」の3か所ありまして、以前あった地域生活支援センター事業を引き継いだ形で実施されています。

ここが府中市の相談支援の中核となっているのですが、現実には、障害当事者が悩みを持ったときに相談をする相手というのは、こういう委託されている事業所ではないのです。

どういうことかと言うと、もちろん市は「3つのセンターが相談を受けますよ」ときちんと広報してくださっていますが、一般の方が、いきなり全く面識がないところに連絡をとったり足を運んだりするのは、難しいことです。結局どうするかというと、大抵は家族なり身近な人に相談するわけですね。それで解決がつかないと、

ヘルパーの派遣を受けている場合はヘルパー派遣事業所のコーディネーターとか、通所されている場合はその指導員の方々に相談する方が多いと思います。

そして、各事業所で対応できる課題は、それぞれが対応するのですが、難しい課題になってくると、その事業所だけでは解決できないことがあります。そういう時、その事業所がほかの団体と連携をとりながらうまく解決できればいいのですが、そうできなかったとき、理想では、その事業所から中核の3つのセンターへ引き継いでいく形になるんですが、そういうことができるというのを全く知らない事業所もある。あるいは知っていても、そこまで繋ごうとしないで「自分たちで解決できないから、もうこれ以上はどうにもならないね」で終わっているという現実があるわけです。

解決されないまま終わってしまうのは非常に困りますので、何かきちんと問題を解決できるようなシステムがつくれなかなということをご提案させていただきました。

その解決策となりうるのは、先ほど相談支援事業所には2種類あると言ったうちのもう1つ、東京都の指定相談支援事業所です。これは、通所施設でも介護派遣事業所でも東京都の指定を受ければやれるのですが、なかなかこの業務をやろうという事業所がない。なぜかという、この業務をやっても、特別な予算がつかず、直接的な収入に繋がらないからです。

あとは、自分たちでいろいろ相談を受けてもそれが解決できなかったときに、先ほども言ったように委託相談支援事業所につなげるということを知らない人もいれば、東京都指定相談支援事業所という制度そのもの知らない人もいます。そもそもは、それを解決するために委託相談支援事業所、指定相談事業所というシステムができたのですが、それがうまく機能していないのが現状です。

それで、委託相談支援事業所の1つである「み～な」も多分同じような状況なのではないかと思い、システムの何とか解決することができないかということで、専門部会でご提案をさせていただいたということです。

私が提案したのは以上ですが、サービス利用計画のことや、フィードバックがないというのは、どなたのご提案でしたか？

委員： 言ったとしたら私かもしれないです。フィードバックがないことがあるのは確かです。そういう時は、こちらから電話をおかけして、どうになりましたかという話はしていますが…。

会長： そういうシステムをつくりたいということですよね。

委員： そういった面でもうまく連携していければ、もっと良いと思います。

副会長： そうですね。今はシステム化されていないから、お答えがあるところもあるし、お答えがなくそのまま終わっちゃうところもあるというところですよ。

会長： まとめますが、副会長のご提案は、市内に委託相談支援事業所が3か所あるけれど、そこで拾いきれていない相談について、どうやって支援の輪を繋げていくか。

そのシステムをどういうふうにしたらいいかを提案したいということでした。

確かに私の周りでも、「そういうのは、相談支援センターに行けば相談にのってくれるよ」と言うと「ああ、そうなんだ」という反応の人もいますので、あまり知られていないのではないかというのは私も実感しています。

新しく越してきた方にしろ、古くからいらっしゃる方にしろ、この協議会のような市の活動等に参加しないで普通に生活している方々にとっては、市内のサービスや事業所、施設のことを知る機会が少ないというのは、現実だろうと思います。

それを繋げていくシステムを作れないかというご提案ですけれども、この件についてご意見のある方はいらっしゃいますか。

例えば、相談支援事業所の方々は、日ごろ相談を受ける中では個人が相談にこられるケースが多いと思いますが、事業所からの相談は結構あるのでしょうか。

委員： 訪問看護ステーションから訪問看護の範疇外の内容について相談があったり、ヘルパー派遣の事業所から、障害のある方ではなく、そこのご家族に関する相談があったり…そう多くはないですが、時々そういったご相談はあります。

会長： 例えば、障害のある方に関する相談だと、話がスムーズに回っていくことも多いかと思うんです。前に別のところで伺った話だと、高齢者の相談支援事業所に、ご自身が高齢でサービスを受けたいというのもあるけど、家に知的障害の方がいて、その人のことはどうしたらいいかわからないという相談があったそうです。普段接触のないところですから、こういう支援の繋がりは希薄だろうと思います。その辺を何とか、どこかに繋がれば必ず支援が繋がっていくというシステムができれば、たぶん、何らかのトラブルに遭った方も安心できるだろうと思うんです。

「では、こういうシステムが」という答えはすぐには厳しいと思いますが、そういったものを作るか作らないか。作るとすればどうやって考えていくのかということについて、ご意見を伺えますか。

委員： 質問ですが、システムというと、何か組織で集まるというイメージでしょうか。

会長： 今はインターネットの時代なので、メールでやるのもありでしょうし、例えば、支援会議報告書をちょっと違うフォーマットにして、何か別な活用方法を見つけないか。何も必ず組織で集まらなければいけないということはないと思うので、繋がりを持つきっかけがどこかでできればと思うんです。そのきっかけづくりをどういう形にするかというご提案があれば、伺いたいのですが…。

副会長： うちの居宅介護サービスを障害者向けにやっていますが、この会の中に、ほかにもそういう事業をされている方がいらっしゃいますよね。その方たちで、例えば自分のたちのところで解決できない課題があるときに、3センターに相談をしてもいいんだということを知らなかったという方はいらっしゃいますか？それはない。大丈夫ですね。では、実際に相談をつなげた方っていらっしゃいますか。実は私もやったことがないのです。

(何名かの手が挙がる)

副会長： つなげたことがある。つまり、そういうことができるということは、皆さんわかっているということですね。ほかの事業者さんは、皆さん知っているのですかね。知らなかったらまず、知らせることからやっていくようですが…広報は必要ないかな。だとしたら、あとは、現場で起こったことが自分たちだけで解決できないなど思ったときに、すんなり3センターに繋がられるようになっていけばいいです。

ところが、さっき石見さんも言われたけれども、事業所からはあまり相談がこないということのようです。中川さんのところはどうですか。

委員： そうですね。精神のほうは、事業所を紹介してくれという相談者もいらっしゃるのですが、いくつかの事業所さんとは自然につながりができていっています。

あとは、民生委員の方から近隣苦情的なことで相談がある場合や、高齢の方の相談を受けて、副会長の事業所にご相談をしたこともありました。

それと、委託相談支援事業所に事業所からの相談がないというのは、事業所自身で解決できる力があるということなのかもしれないし、ほかにも、利用者さんのプライバシーというか、そのご本人の意思みたいなものもあって、余りほかのところには相談をしたくないという方とか、情報をどこまで開示するかという問題もあるかと思えます。

副会長： 各サービス事業所の中で解決がついているから、3センターに相談が上がってこないというのであれば、問題ないかなと思います。

それから、今言われたのがヒントになったのですが、私は3センターを知っていますから、わりと連絡がとりやすい。やはり日常的に接点がないところには、気楽に相談できないですね。こんなことを相談していいのだろうかとか、これはうちでやらなきゃいけないことなのではないかとか、その線引きができない。

各地域にいろいろな関係機関があるので、それをもっと近い存在…協力関係ができるようなシステムを作りたいというのは自立支援協議会の大きな目的でもありますよね。システムと言ったら難し過ぎるかもしれませんが、お互いにもっと距離を近づけるような方法は何かないかというふうに考えたらいいですかね。

委員： 社会福祉協議会で年に1回、地域施設懇談会をやっていると思います。私は昨年出なかったのですが、今はどのようにになっているかとか、その後のつながりとかがわかるといいかなと思うのですが。

委員： 年に1回ですけれども、市内の福祉施設の関係の方に集まっておきまして、情報交換をしております。今年度につきましては8月に予定しておりますので、また皆様方にご案内をさせていただき予定でございます。

ただ、懇談会も半日という非常に短い時間で開催いたしますので、十分な調整がその場でできるかどうかというのはちょっと不安ですが、ぜひ、そういった機会を利用していただいて、例えばその3センターのPRをしていただくとか、そういったこともできるかなと思います。ここにいらっしゃる方は皆さんご存じですけれども、懇談会に来る方の中には、知らない方もいらっしゃると思いますので…。

あとは、障害だけではなくて高齢の施設の方などもみえますので、直接はなかなか利用する機会はないかもしれませんが、先ほど会長がおっしゃるように、実は家族の中に障害者がいるという方もいらっしゃると思いますので、こういった機会をぜひご利用いただければと思います。よろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。私も何回か出席させていただきましたが、市内の障害者施設、高齢者施設、学校、保育園といったところからかなりの人数が出席されていて、地域の中でどうやって連携を図っていくかが主な議題になるのです。会の後半は、市内を五つぐらいの地域に分けて、その地域の中での情報交換等々もしているので、そういった機会にちょっとお時間をいただいて、相談支援に関して、府中市ではこういうふうに取り組んでいますと説明するのも一つかなと私も思います。

副 会 長： 施設だけですか、いわゆる在宅サービス関係者ではない。

会 長： 在宅サービスではなく施設の関係者です。あとは学校等です。

副 会 長： 先ほど会長の言われた、高齢者の施設に行かれている方が、そこで「実は障害の息子がいるんだ」と悩みを言われるというのは、十分あり得るでしょうね。そういう場合、障害の支援センターにつながってこない方はおそらく多いですよ。こういうのを取りこぼしてはいけないと思います。

あとは、普通学校に行っている障害を持ったお子さんたちの問題というのも、学校の中だけで話をするだろうから、上がってこない可能性がありますね。そういう意味でも、障害のサービスだけが連携するのではなくて、連携の範囲を広げていかないと取りこぼしてしまう。少し複雑な話ですけれども。

会 長： 今までの話では、障害者関係の施設や事業所に関しては、今のところ市内では大体繋がっていて、情報交換ができる体制にあると。ただし、普通学校の特別支援学級の方や、高齢者の方が介護している障害者、発達障害の方たちなどはまだ繋がっていないので、そういった方たちに相談支援の繋がりを広げていくための手立てを今後考えていく必要があるのではないかとということによろしいですか。

その手立てを考えるのは、今日だけではできないので、また皆さんに考えていただいて、話をまとめていきたいと思います。

副 会 長： 今の話は、相談に来た方をどう繋げていくかという話なのですが、実は一番深刻なのは、相談の声を上げない方への対応なのですね。

自分を例にしますと、私が若い頃、一人っ子で、父は病気になり、福祉センターなんか全然なかったころなので、母親一人がひたすら介護しかしなかった。私も今ほど元気ではなく、結構寝たきりに近かった。そうなってくると、お互いにもう生きていくだけで精いっぱい。もちろん悩んではいるのですが、市役所に相談に行く気力がないんです。精神的にも体力的にも疲れきってしまっている。

こういう人が、私が見ている中に結構います。こういう人は、相談に行かないから取りこぼされちゃう。その結果どうなるかということ、私はうまい具合になんとかになりましたけれども、地域で暮らせなくなって、落ちていってしまう。あるいはへ

たをすると親子心中みたいなことが起こるわけです。

つまり、「全く相談がないから、困っていないんだ」ということではないのですね。どうやってその声を拾い上げるか、この協議会ではそこまで考えていただきたいという思いがあるんです。

委員： 私のところで相談を受けるケースの中にも、そういう問題があります。高齢の親御さんが、精神障害のあるお子さんの面倒を見ているようなケースでは、自分たちも年老いてきてしまったので、ヘルパー派遣などのサービスを使いたいとは思いますが、障害のあるお子さんが、家に誰かが訪ねてくるということをとっても嫌がるので、サービスを使うことができない。お子さんといっても結構なお年の方が多くて、40代～50代ぐらいの方を、70代～80代の親御さんが面倒を見ています。それで、ヘルパーさんも要請できないし、お子さんと一緒にどこかに向いて相談をするということもできないし、辛うじて病院とつながっているというだけのケースが結構あって、会としても「では、訪問しましょう」と言うんですが、「すみませんが、子どもが後でどうなるかわからないので、ご遠慮ください」と断られる形で、支援が切れてしまうことがあるんです。それでも、電話をかけてくださる方はまだよくて、今はひきこもりの方も結構多いので、学校にも施設にも繋がっていないで埋もれている精神障害のある方たちを見守っているご両親というのがたくさんいらっしゃると思うので、そういったところにも支援の手を差し伸べられる方法を、お考えいただければと思います。

会長： 今回の訪問支援に関して、これは6月18日の朝日新聞に出ていたのですが、精神疾患患者への訪問支援導入を厚労省のチームで合意したという報道がありました。まさしくこういった、相談に来るのを待っているのではなく、こちらから訪問をして相談を受けるといったことですね。

委員： そうです。また、そういうご両親の場合、相談に行くとしてもどこに相談に行ったらいいかわかっていらっしゃらない方が多いものですから、どういうふうに知らせてあげたらいいのか常々考えています。

会長： 今のようなケースは、対象者を特定するのが難しいと思いますので、もしアナウンスするのであれば、全市民を対象に広報紙に載せるとか、配付物を出すという形にならざるを得ないと思うのです。そういったことも含めて、埋もれてしまう可能性のある方を、どうやって支援の中に拾っていけるかということを中心に考えていくことは必要ですので、今後きちんと考える時間を持ちたいと思います。

この自立支援協議会自体、そんなに会議の回数が残っていないので、今後専門部会を設置するのか、来期の自立支援協議会のテーマになるのか、その辺はまだわかりませんが、その方向で議論を深めていきたいと思っています。

次の議題ですが、1番の2点目にある「ハブとなる中核事業所が必要になるのではないか」。つまり、「み～な」を3つの委託相談支援事業所の中でも中核の事業所という位置づけにするのか、それとも、今のような3つ並列でやっていくのかとい

う議論があります。

先日の専門部会の中で、自立支援法になって障害種別がなくなったこともあり、「み～な」においても、精神障害の方に対する就労支援や相談支援について、もう少し力を入れてほしいという声がありました。「み～な」は心障センターという多機能な施設の中で事業を進めているということもあって、専門職の方がたくさんいらっしゃるというのが、ほかの事業所にはない強みでもあります。その中で「み～な」が中核事業所になるのか、それとも、3つ並列でいくのかということについてはどのようにお考えか、伺いたいと思います。

委員： 中核という意味について、もうちょっと説明があると助かります。

副会長： 提案した私からご説明をさせていただくと、もともと3つのセンターは、市内の相談支援の中核を担っているわけです。前の制度のときは、「み～な」「あけぼの」「プラザ」、それぞれ母体になっている団体が違って、得意分野も違いました。「み～な」は市のセンターなので、割とオールマイティーに身体でも知的でもやれるのですが、実態としては知的の方が多かった。「あけぼの」は作業所中心なので身体の方の労働支援が多かった。「プラザ」は精神の作業所から始まっているので、精神ですね。そのように、それぞれ得意分野があったわけです。自分の一番得意とするところの相談を中心に受けていて、相談業務はそれでよかったです。

ところが、自立支援法では三障害統一ということになったので、その意向に沿っていったらいいのか。それとも、それぞれが得意分野を中心に受け入れても、ちょうど府中市は3か所の得意分野が分かれますから、全体として三障害の受け入れができればいいのかということなのです。

会長： 委託相談支援事業所としては、どういうふうにお考えですか。

委員： 今、副会長がおっしゃったように、自立支援法上は三障害を受け入れるということになっていますが、実態としてはそれぞれ特色があります。もちろんどの障害の方の相談も受けますが、受けた以上は不備があってはいけないので、自分だけでは対応が難しいなというものは「み～な」や「プラザ」に繋げていく、もしくは一緒に対応する等、ケース・バイ・ケースでやらせていただいています。

正直なところ、ここで言われている「み～な」を中核にというのが、どの程度の意味なのかがわからないのです。ハブ空港のハブだろうと思うので、イメージの中で「み～な」が真ん中にあるって、周りにいろいろな事業所があり繋がっているところだとは思いますが、中核となったら必ずすべての事例に関わらなければいけないということであれば、現時点でも「み～な」の事業は多岐にわたっているうえ人員配置も少ないですから、どこかで行き詰ってしまうのではないかと思います。

または、「み～な」が相談のトップという形で、最終的にすべて「み～な」に持っていくような形であった場合に、いい面もあるかもしれませんが、仲介役が増えるせいでタイムラグや情報のずれ等、うまくいかないことが出てくる可能性もあるの

かなとも思いますので…あくまでも相談支援の部分では、3センターの立場は並列で、横のつながりで担っていくのがいいのではないかと思います。

もし、委託相談支援事業所になかなか相談できないというのであれば、PR不足など別の課題があるのかもしれないですけども。

会長： 私の場合は、子どもが障害者なので相談をする側ですが、どこかに相談したとして、次はあそこに行ってください、その問題はここに行ってくださいと、子どもを連れてたらい回しにされるのが一番大変です。そういう意味では、最初に相談したところが、支援のシステムを考慮して繋いでくれるほうが、相談するほうにとっては一番助かります。私のイメージでは、中核となる事業所といっても、そこが全部吸い上げるのではなくて、なにか調整が必要となったときに調整をするということかなと思ったのですが…。

例えば、岩崎委員のところは指定相談事業所ですから、いろいろな相談を受けると思うのですが、岩崎委員の目から見て、市内の支援体制について何か思うところがあれば伺いたいと思います。

委員： ありがとうございます。これは市にも何回もお話をさせていただいていることですが、みずきに来ていらっしゃる方はほとんど重複して障害をお持ちです。そうした方は、どの施設でも対応が難しく、結果的にはみずきに通っているので、みずきで対応するということがあります。ただ、うちにもノウハウがないとか、その先どうやってつなげていくかという問題もある。それと、もうひとつ大きいのが、東京都指定事業所なので、相談支援についての収入がありません。相談者と一緒に心障センター等に行くこともありますが、その場合でも交通費はみずきの持ち出しです。それでもきちんとやっていきたいとは思っていますが、民設民営の施設ですから、法人としては「赤字を出してまでなぜやるの」ということになってしまいます。今は「でも、それは支援の基本ですよ」という話を法人として、なんとかやっている状態です。

あと、事業所がいずれかの障害に特化しているがゆえに、対応が難しい場合があります。特に、精神と身体の障害を両方持っている方の受け入れは、どちらの施設でもだめなのです。身体に特化した事業所では、精神のことがわからない。精神に特化した事業所では、ハード面で車いすの方が行けないというような問題があります。私も、何回か繋げようとしたことがあるのですが、「車いすの方はだめですよ」というような形で全部断られています。

あと、みずきは高齢の方からの相談も受けていますが、隣にあさひ苑という包括支援センターがありますので、何かのときにはお互いに相談しましょうという地域的なネットワークづくりをして、個別で対応している状態です。

そういった意味で、確かにインターネット等でも関係作りはできるかもしれませんが、顔を見て話ができて、この件はあの事業所さんが専門だなと知ることのできる機会が、余りにも少ないような気がしています。

実は、たまたま府中市の高齢者関係の事業所の方たちとお話しする機会を、まったくの仕事外で得させていただいたのですが、そういう何気ない情報交換の場というのが、障害分野はないなと思います。介護保険は、市が主催して集まる機会があるようですが…。

ただ、把握ができない難しさがありますよね。介護保険は市が保険者ですから、市がすべての事業者を把握していると思うのですが、障害は都が指定元ですから。なので、地域でもいいし、自立支援協議会のもっと小さな部分でもいいので、なんらかの機会が欲しいなと思っているところです。

また、私の施設は調布市や三鷹市と絡んでいる地域にあるので、自分たちから申し出て調布市の施設の方と交流会を持つとか、独自にやるしかないのが現状です。

会長： ありがとうございます。障害分野で顔の見えるおつき合いができるように、例えば地域別に懇談の場を設けるとか、情報交換の場を設けるとかということも必要なのではないかということですね。あとは、重複障害の方の相談を受けるところに難しさがあるということでした。

まだ発言されていない方にも、順番にご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員： 私のところは、精神の方を中心とした作業所です。利用者に、府中市民の方ではないのですが、発達障害の方で、プラザとあけぼの両方に関わっている方がいます。その方の市にはちょうどいい施設がなく、かかりつけの病院が府中市というご縁もあり、こちらに通所されています。

あとは、聴覚等の身体障害がある方で、こちらに通いたいという方からのご相談を受けたりするのですけれども、現実的にはハード面でお断りをしてしまうことがあります。

あと、精神障害の特徴といいますか、他には繋げてほしくないという方も実際にいらっしゃるので、どこまで相談していいか、どこまで情報を開示していいかというのは、本当に悩むところです。

委員： 精神障害者の方を主に対象者としているグループホームですが、うちの場合は、プラザが同じ法人ということもありまして、職員同士の関係性がある程度できていますので、プラザに相談をすることは頻繁にあるのですが、職員同士がなかなか顔も名前もわからないような状態ですと、例えば、私はプラザやあけぼのにはよく相談するのですが、心障センターには一度も相談したことがないというような現状もありまして、事業所同士、職員同士の顔合わせの機会というのは必要かなと考えております。

委員： 市内の支援とかサービスを知らない方々に対して支援の輪をどうつなげていくかということが問題になっていますけれども、私が気になっていることは、周囲から見るときに、果たしてどこかに相談をしているのか、今どうなっているのかがわからない方についてです。

本人は相談に行っているようには思えないし、ご本人がSOSを出すしかないかなと思いますが、どういう応援ができるのかわかりません。こういう方には、なかなか支援しにくいと思いますが、こういう例もあるということを考えていただきたいなと思っています。

委員： 先ほどお話をさせていただきましたけれども、当会では毎週月曜日に相談日を設けております。やっとそこまでは繋がったものの、どちらかにご紹介をしようと思うと、それはやめてくださいという方も結構いらっちゃって、そういう方たちのほうが本当は支援が必要な方たち、問題が深い方たちです。

相談をしたあと、作業所やプラザ等にぼんぼんと飛び立っていける方たちは、相談を受けて有効だったなというふうに思いますけれども、そこからこぼれていってしまう方たちが、会でも問題になっております。

厚生労働省のこころの健康政策構想会議で今回は予算がつきそうな感じですがけれども、落ちていく方たちに対してどう支援したらいいのかということを考えていただければと思っています。

委員： 委託相談支援事業所のハブ化に関してですが、何のための中核事業所なのかなということを考えていました。先ほど会長がおっしゃったように、たらい回しにするようなことになるのであれば、それは趣旨が違うのかなと思っています。

ただ、最初にどこに相談に行っていかわからないという方もたくさんいらっしゃると思います。重複障害の方もいらっしゃるでしょうし、私どものところでは発達障害の方が多いものですから、知的な障害がない方もたくさんいらっしゃるって、見つかるのが学齢期、中学生とか小学生とかになってからというところで、基本的には学校で対応してもらえれば一番いいのですけれども、やはり普通学校の普通学級に在籍しているお子さんのケアも非常によくない現状で、結果、不登校、引きこもり、いじめ等々、問題がどんどん大きくなっています。

そういったことを利用者の立場で考えたときに、私だったらどちらに相談すればいいのかなって考えていたのです。「まずはここに」というところを1つ作る、という窓口一本化のような形なら、中核化もありかなとを考えていました。

委員： 本校は、15歳から18歳の知的障害のお子さんが通っている学校です。職業教育等を重点に置きまして、後期の中等教育の3年間の指導を行っておりますが、生活指導上の課題のある生徒さんが割合的に多くなっているというのが実情です。

そこで学校では、小学校に上がったときから高等部を卒業するまでの間の個別の教育支援計画を立てることが、義務づけられています。障害があるとわかった時点から、関係の事業所等がそのお子さんの障害の実態を把握し、そのお子さんに必要な支援のあり方を1枚の紙にまとめながら、保護者の方と相談してその支援体制を築き上げていきます。

その関係で、在学中に関しましては、重複障害のお子さんであっても、また逆に軽度の障害のお子さんでこれまで支援を必要としているのに受けてこなかったとい

う方に関しましても、何らかの関係の事業所の方に協力していただきながら、支援を受けられるようなシステムはあります。

そうすると、今お話がありましたように、本校に上がる前特別支援学級にいらしたお子さん、ないしは普通学級で発達障害等のお子さんなどで、まだ地域の支援のことについて十分にご理解のない方や、障害を十分に認知できない方への支援が必要になってまいります。それから、精神的な疾患と知的障害をあわせ有する方など、なかなか学校に通うということも十分でないこともあります。

一番心配なのが学校を卒業してからの生活で、就労または福祉的な仕事を見つけたという方で、それが続いていくのならばいいのですが、途中で離職をされると、そのときには学校も一時的に対応しますが、在学中のような形での支援はできませんので、そういうときにすぐに関係の方々が集まれるという仕組みが必要なのではないかと思います。先ほど副会長がおっしゃいましたように、自分から相談に行けないという方々もいらっしゃいますので、そういう方々が日を迫るにつれて非常に重篤な状態になっていくというのが懸念されます。

委員： 私は、障害者雇用の観点からのお話をさせていただきたいと思います。

皆様ご存じのように、障害者の雇用率は年々上昇していきまして、6月1日時点で昨年度比1.63まで雇用率が上がりました。これは、もちろん企業の法令順守とか社会的責任の意識が高まっているということでもありますが、現場から見ていると、やはり一番大きかったのはチーム支援だとか、就労支援機関の役割だったと感じています。企業の方が障害者を雇うときの、どういうふうに接していいかわからないとか、どういうふうにコミュニケーションをとっていいかわからないといった不安を、どう解消して安心に変えて雇ってもらおうかといったところで、行政や支援機関の方が入って関わっていくということがとても大きいし、それがだんだん認められ、活用されての結果だと思っております。

私が初めて障害者雇用に携わったとき、支援機関の職員の方がものすごく熱心で、実際に企業に行くときに、こういう企業があれば一緒に同行させてくれとか、見学と一緒に行かせてくれ、職域開発もします、同行面接もします、ジョブコーチもつきます、ぜひ私たちにやらせてくれというような勢いで、本当に一生懸命ハローワークのほうにお越しいただいていた。

さっき学校の先生のお話がありましたが、定着という面でも、ジョブコーチの面でも、その場限りではないですよということを言っていましたので、雇用という面で、障害のある方が地域で安心して力を発揮していただくためにも、地域の就労支援機関の方々のお力というのは本当に大事だと思います。企業側も、雇用するときに就労支援のついている方を紹介してくださいということが大変多くなりました。

委員： 私は、お子さんを中心としたお話をさせていただきたいと思います。

ひとつは、小さいお子さんに関しては、ご家族ぐるみで支援する必要が多くなりますので、親御さんが精神科受診が必要になったときの同行なんていうのもやるこ

とがあります。

というのは、ちゃんと支援システムができれば、保健所に親御さんの担当をしていただいて、当園は子どものことをすればいいということだと思のですが、お子さんのことで当園にご相談に見えている中で、親御さんのご相談を受けて「保健所に行ってから病院に行ってくださいね」と言うと、先ほどのたらい回しではないですが、何段階も相談を経ることになってしまいます。そういう段階が必要な方は、もちろんそうしますけれども、必要がない場合は、私の仕事量を超えているかもしれませんが、やってしまうことがあるのです。そういう現状があるということと、先ほどの支援システムの話とあわせて考える必要があるかなというのが1点です。

それから、小さいお子さんたちの障害が初めてわかったときの親御さんの気持ち、小さいお子さんでなくても同じかもしれませんが、障害がわかってすぐの方々というのはとても心配で、同じ立場のお母さんとお友達になりたいというような声が時々聞かれるのです。お友達が欲しいお母さん同士が近所にいれば、当園に来られている方同士であればご紹介ができるのですけれども、住まいが離れていたりしたら当園でしか会えないので、本当はそれぞれのお住まいの近くで、小さくてもいいから集まれる場所があればいいのかなと。相談支援事業の中でも、そんなことを考えていただくのもひとつかなというふうに思います。

最後に、私も顔の見える関係というのが大事だと思うのです。字面で情報を持っていても、直接知っている人がいるかどうかというのは、相談するときもそうですし、ご紹介するときも「私の知っている誰々さんってこんな人だから」と言えるので、やはりお互い顔がわかっているということが大事ではないかなと思います。

委員： 先ほどの相談のシステムのことで、委託相談支援事業のハブ化で「み～な」がすべてを担うというのは、かなり難しい気がしております。それに、もし相談しに行くのであれば、皆さん身近にある機関に相談しに行きたいのではないのでしょうか。また、たらい回しにされたくないというのは、本当にそのとおりだと思います。

高齢者福祉のことを持ち出して恐縮ですが、高齢のほうは11カ所の支援センターがあって、その支援センターごとに、月1回顔合わせも兼ねて地域の住民の方を含めた支援センター連絡会を開催しています。社協も呼ばれているいろいろな情報交換をしているのですけれども、お話を聞いていて、障害分野でもいずれはそういうのも必要なかなと思いました。

それと、支援センターでの相談内容が全部社協のサーバーに集まっていて、そこで全部取りまとめられるようなシステムがあります。

まだいろいろな課題があると思いますが、市民としてはなるべく住まいの近くで、相談に行きやすい仕組みができていけばなと思いました。

会長： 貴重なご意見の数々ありがとうございました。やはり、もう少しきめ細かい相談支援体制のあり方を考えるということと、当人だけでなく周辺にいる家族などの支援、あとは事業所・施設などときちんとした関係性をもっていくということになる

のでしょうか。この辺についてはきちんと協議する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

副 会 長： それは賛成です。

会 長： そうすると、全体会としてはあと2回しか予定されておりませんので、専門部会を立ち上げて検討する形になるかと思いますが、いかがでしょうか。かなりの人数になるかもしれないですけど、「こういうのがいいよね」というイメージは多分皆さんお持ちなのだと思いますので、きちんとした形にするためには、やはりもう少し内容を詰めたほうがよろしいかと思います。

では、このことについて、相談支援体制の充実についての専門部会を立ち上げるということで、事務局よろしいですか。

事 務 局： 今、一通りお話を伺いまして、それぞれの立場や状況からごもっともなご意見だなと思いました。それで、私から少しお話ししますと、相談支援の充実というのは福祉計画の中でも4つの重点事項のうちの1つにあげられておりますから、これを充実していくことは、もっとも優先的なものであるのは間違いありません。委託相談支援事業所については、規模とか箇所数とかいろいろあるのでしょうけれども、福祉計画では23年までは今ある3カ所のままでいくと、数字ではっきり書いております。とはいえ、中身の充実ということで進めているところです。

例えば22年度は、困難事例検討会というのを設けております。これは、最近精神の障害がある方が非常にふえてきていて、しかも多問題というのですか、精神障害だけの家族の方とか、あるいは医療とか教育とか、もっと幅広い関係の中でないと解決できないような難しいケースがあるということで、専門の精神科の先生にスーパーバイズしていただいて、関係職員のスキルアップを図ることを目的としています。この検討会に参加するのは、委託相談支援事業所3カ所をはじめ、市の職員ももちろん入ります。精神障害の切り口からではございますけれども、共通の理解を得て、スキルアップを図る。それで、この自立支援協議会の会議の場などで、その知識やノウハウをフィードバックしていただければ、さらに広く深まっていくものかなと思います。

それから、先ほどから出ている高次脳機能障害、発達障害についても、重要課題の4つのうちの1つに入っております。この障害については、外見からはすぐにわからないので、専門的な知識がないと対応が難しいケースもありますが、今年度からは「あけぼの」において、高次脳についての啓発・PR等をしていただくように事業委託も開始いたしました。

いずれにしても、相談支援の内容を充実させていくという方向で、福祉計画上も進んでいるということでございます。

ですから、ハブとか中核とかいうような言葉がありました。市といたしましては、委託事業所数としては3つのまま、内容の充実に取り組みながら進んでいくという認識でおりますので、よろしくをお願いします。

会 長： 専門部会を立ち上げることについては、問題はありますか。

事務局： ありません。

会 長： では、どのぐらいの回数になるのかまだわかりませんが、専門部会を立ち上げた場合に、そこに出席したいという方は挙手をお願いできますか。

(希望者の挙手あり)

では後日、日程を調整し、ご案内を差し上げるようにいたします。会議の進め方について、副会長ともう少し相談をしてからご案内を差し上げたいというふうに思っています。この自立支援協議会の終わりがもう12月というふうになっているので、そこまでどのぐらい検討できるかわからないですけれども、なるべく問題点を絞った形で、一つでも二つでも何か解決策が見出せばなというふうに思っておりますので、ご協力よろしくをお願いします。

委 員： 今日ご欠席の方にもご案内はするのですか。

事務局： 欠席されている委員の方にも、事務局から本日の会議報告とあわせてご連絡しようと思います。それから、専門部会のことでもうひとつ皆様にお話をしたいのですが、専門部会はあくまでも全体会に内包される組織ということで、謝礼の対象とはなりません。申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願いいたします。

会 長： よろしくをお願いします。

それでは、次の問題にうつります。障害者の外出支援についてですが、これは心障センターの循環送迎バス事業を話していく中で、障害のある方の中には、自分にはとても公共交通機関なんて使えないという思い込みのある方がいらっしゃる、挑戦してみれば使えるような方も隠れている。そういう方に公共交通機関を使っただけであれば、送迎バスが少し空くのではないかという話から出てきた問題です。

これをどのように協議するかというのは、私も事前に考えていたのですが、具体的に何をするかというと、こういうふうにすれば使えますよというPRをするとか、実際に外出支援の実践をするということなのかなと思いました。

「あけぼの」ではよく外出行事…電車を使って花見に行こうとか、築地に行こうとか、そういった取り組みをしていらっしゃいますよね。多分、こういう面でハードルがあるのは、多くが身体障害の方ですよね。その辺は、「あけぼの」ではどうでしょうか。成果など教えていただければと思いますが。

委 員： こういった事業を始めた理由としては、余暇の一環として外出の機会を設けるといことと、公共交通機関が発達していますので、車ではなく電車やバスを実際に利用することを学んでもらうという目的があります。

最近では、知的障害の方のご参加が多いのですが、その理由の1つとして、こちらの職員も3~4人しかいませんので、10名前後の参加があると、職員だけでは介助を担えませんから、付き添いが必要になります。知的障害の方は移動支援の対象となりますから、ヘルパーさんと一緒に来られるんです。肢体不自由の方は、移動支援のヘルパーさんが使えませんので、ご家族とご参加されるということが多いの

ですが、ご家族の負担になってしまうこともあります。

あとは、公共交通機関もバリアフリー化が進んで使いやすくなっていますし、使っていきたいというのは簡単ですが、そもそも1人で駅まで行けるのかどうかというような問題もあると思います。

会 長： この点について、ほかにどなたかご意見はありますか。

委 員： 精神では電車等に不安を感じる方もいて、仕事で新宿までは電車に乗れても、そこから先は特に疲れてしまうといった方もいらっしゃいます。精神の方でも、移動支援が必要な方がいるということだけはお話をさせていただこうと思います。

会 長： 精神の方も移動支援の対象となっているのですか。

事 務 局： なっています。

会 長： ありがとうございます。特別支援学校は、たしか自主通学が基本だったと思うのですが、移動に関して何か支援を考えたほうがいいようなことはありますか。

委 員： 知的障害のお子さんに対し、私どもの行っている通学指導は、保護者の方と連携をとり、基本的には通学は保護者の方にご指導いただくのですが、はじめは学校も支援します。その後、親御さんも学校も段階的に離れていくという方法で、1人で通学できるようにしています。

また、なにかハプニングがあると初期段階に戻ってしまいますので、どんなハプニングがあるかを想定しながら、その場合にどう対応するかや、実際にハプニングがあったときにすぐに見つけられる方法等をあらかじめ準備しておく等、その点はお家族と相談をして行っていますが、そのときにヘルパーさんをお願いするかどうかは、保護者の方の実情によります。

会 長： ありがとうございます。私の子どもが学校にいるときに、当時でいう養護学校のPTAの方とお話する機会があって、基本はお子さんが1人で通われているけれども、毎朝後ろを見えないようにについていっているっていうのを伺ったことがあって、とても大変だなという記憶がありました。

多分、知的障害の方は、決められた時間に決められたコースを、決められた交通機関を使って…というのは、ある程度訓練を重ねることによって可能であるとは思いますが、例えば余暇活動でいつもとは違うものに乗って、違うところに行くというところには相当難しさがあるのではないのでしょうか。そういうときは、ガイドヘルパーに付き添ってもらい、目的地に移動することは可能だと思います。

この項目で具体的に何をしたらいいのかなという、何かご提案があれば伺いたいのですが、これも副会長からのご提案でしたよね。たしか、思い込みがあっただけでできない、やらないという部分があるので、それを何とか払拭できないかという話だったと記憶しています。

委 員： 質問してもいいですか。私自身は、移動支援に関して全然知らないのですが、本当に初歩的な質問になるかもしれませんが、ガイドヘルパーを使えるということをご存じない方がいるとか、使える時間数等いろいろ制限があると思うのですが、

その中で使いにくくなっているという可能性もあるのでしょうか。

私が今やっている仕事って、塾に近い形なのです。通ってきていただいて、1時間コミュニケーションとかお勉強とかを教えて帰っていただくというシステムになっているのですが、学齢期のお子さんで、ヘルパーさんと来ている方がいらっしゃるのです。その方から聞いたのは、学校にヘルパーさんが迎えに行くと、学校から直接私の所に来ることはできないということで、使い方に対してもそういう制限があると思うんですが、そういう中で、使いにくいから使わないという人がいるのかなと思ったので。

事務局： では、制度の概要をご説明させていただきます。移動支援事業につきましては、障害者自立支援法における地域生活支援事業に位置付けられていて、市町村単位で地域の必要に応じて提供できるサービスとなっております。ですので、府中市の移動支援事業と他市区の移動支援事業では、内容や制限が異なる場合もございますので、あくまでもこれは府中市の事業の場合ということでお聞きください。

まず、対象者は、視覚障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方に加え、高次脳機能障害と発達障害のある方のうち、移動に付き添いが必要だと医師が認めた方です。

サービスの範囲は、病院に行く場合は自立支援法に通院介助というものがございしますので、基本的にはご本人の余暇活動、社会参加を目的としたもの、または行政主催の委員会等が開かれる場合の付き添いなどが対象となっております。

時間数につきましては、おおよその目安はあるのですが、その方の状況に応じて加算等をしていきますので、特に規定の時間はございません。

制限といたしましては、通学・通園・通所等の、継続して毎日支援が必要となるものについては基本的に利用できないことになっておりますが、例えば小学生の方で、普段通学はお母様が付き添っているけれど、急にお母様が入院をされて、何か月間どうしても付き添う人がいないというような、なにか特別な事情がある場合につきましては、個別に対応させていただいております。

あと、学校から通所施設等への移動支援については、基本ルールとして移動の始めか終わりのどちらかは自宅としていただいているのと、学校からどこかへとなってしまうと通学とあまり変わらなくなってしまうので、対象外としています。

特例といたしまして、学童に通っている方で、学校と学童の場所がかなり離れている場合については、学校から学童までの移動支援を認めていただいている場合もあります。

毎年いろいろなご要望をいただいておりますので、利用者様のニーズに合わせて徐々に制限を拡大しているような状況です。

会長： ありがとうございます。

委員： すみません、私もよくわからないので質問したいと思います。先ほど、肢体不自由の方はガイドヘルパーが使えないというお話を初めてお聞きしたのですが、

何か他のサービスあるからということでしょうか。

事務局： 自立支援法の重度訪問介護というサービスをご利用されている方につきましては、その中で移動介護を受けることができます。また、視覚障害以外の身体障害の方が通院を目的とした場合には、同じく自立支援法の通院等介助というサービスがありますが、それ以外は今のところございません。

会長： 当会の場合は、親が付き添っています。もしくは、ボランティアを頼んで外出の支援をしてもらうというのが現状ですね。

具体的にはどういったことを考えればいいのかという話の流れの中の話ですが、副会長から何かあれば。

副会長： すみません、また席を外してしまして。

私としては、実際に「み～な」に通っている方で、訓練していけば自分で公共交通機関を使える方がいるのではないのかなと思ったのです。本人の自立のためにも、単純に送迎バスを増やすというより、そちらのほうがいいのかなと思いご提案させていただきました。

会長： もとの話が、心障センターの巡回送迎バスがいっぱい乗り切れないのをどうやって解消したらいいのかということで、もっと公共交通機関を障害者本人が自信を持って使えるようになったらいいのではないかという話になったんですね。

先ほどありましたように、ガイドヘルパーが使える方は、ガイドヘルパーを使ってバスなり電車なりを利用できるだろう。身体の方に関してはガイドヘルパーがないので、家族もしくはボランティアが付き添って利用する可能性はある。支援センターでは外出プログラムをつくって、障害当事者の方が公共交通機関を使う練習をされているというところを確認しました。その中で、自立支援協議会としてどういったことを提案したらいいと思うかという話です。

委員： 結局、送迎バスに乗っている人たちの現状がわかりづらいので、まずはその現状を分析して、公共機関で来られる人がいればそうしていただけたらいいのかなと思います。そうではなくて、送迎バスでないと難しい方なのであれば、バスに乗れないというのは違うと思いますし、乗っている当事者の方たちがどう思われているのかとかということもありますので、現状の分析が必要かなと思います。

副会長： この間のお話では、少なくとも今はバスが足りないとおっしゃっていましたよね。

委員： 21年度の事業報告書を読むと、乗車定員オーバーが17回あったそうです。乗車できなかった人がいるのですね。

副会長： そういう意味では、バスの座席数や本数を増やすとか、あるいは違う方法で対策を考えなきゃいけない。私の提案は、もちろん今までの経緯でいえば、バスをふやすということですがけれども、そうではなく、現行の社会的なサービスを使えば自力で帰ってこられるようになる人がいるのであれば、そちらをまず優先して、それが足りないときに本数をふやすということにしたらどうだろうかということなのです。

会長： やっとまとまってきました。では、ここの部分については、公共交通機関が利用

できる可能性のある方に関しては、利用率の向上を図る。その上で、足りない部分については、きちんと巡回送迎バスの座席数なのか、本数なのかそれを確保し送迎を保障してほしいということを、全体会としてまとめた意見というふうにとらえてよろしいですか。

次に、市長答申を盛り込むことを前提に全体会で報告する事項として2点上げられているのですが、この点については、時間が過ぎてしまっていますので、また次回の協議会で中身を詰めていきたいというふうに思います。

3番の指定管理者選定委員会等を通して、検討を申し入れる事項に関しては、これより以前のページの中で上げられました課題点について、私が委員として出席いたしますので、選定委員会の中でお伝えしていきたいというふうに思っております。

長くなりましたが、議題の3番については以上でございます。

(4) 次回日程について

会 長： では、次、議題の4番、「次回日程について」。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局： 9月24日金曜日の14時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長： よろしいですか。では9月24日ということで、皆さんご予定いただきたいと思

います。

(5) その他

会 長： では、議題の5番、「その他」ですけれども、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局： 事務局からは特にございません。

会 長： わかりました。大変長くなりましたが、平成22年度第1回の自立支援協議会をこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —

以上